

知財教育分科会セッション

◆ ラウンドテーブル「知財教育とは何か。何が問題か。」 ◆

■ 登壇者

講評	井口 泰孝 (みやぎ産業振興機構)
話題提供者	谷口 牧子 (旭川工業高等専門学校)
	松岡 守 (三重大学教育学部)
座長	片桐 昌直 (大阪教育大学)
司会	世良 清 (三重県立津商業高等学校)

■ 内容

日本は知財教育の新しい一步を踏み出しつつある。本知財教育分科会は、技術者教育、産業教育、起業家教育、そして教員養成などの今日の教育に求められる新しい側面を多く取り入れ、初等中等教育段階を含めた、専門家養成に捕らわれない知財教育の普及推進を目的に、教育学の研究者のほか、学校現場の教職員や生涯学習・社会教育などに携わる人々の連携を深め、知財教育の構築と発展を目指してきた。その活動は、学会創立10周年にあわせて記念出版の実現、教職員の研修などの事業を推進し、また、国内にとどまらず、海外とくに中国・韓国との知財教育ネットワークを構築していくことを目指して積極的に進んできた。

文部科学省によって告示された中学校と高等学校の新しい学習指導要領で、知的財産の記述がなされた。知財を取り入れ子どもたちに、工夫や創造する力を育てることはどのような意義があり、私たちはどのようにリーダーシップを発揮していくのか、再度認識し直す必要があると思われる。

知財教育分科会の構成員は、知財人材育成や知財教育に造詣の深い研究者や教育実践者を中心に100名を超える状況である。分科会は2007年2月、井口理事と、松岡、片桐、岡田、世良の4名とによっての政策研究大学院大学でのキックオフミーティングで産声を上げ、以降、年度を追うごとに新幹事が加わり、現在総勢16名の理事・幹事によって、分科会運営がなされている。本分科会の理事・幹事は、北海道・東北地区から九州・沖縄地区までくまなく分布していることが特徴であり、それによって本分科会の知財教育研究会等の諸行事は、全国各地で積極的に活動を行なわれている。

年次学術研究発表会の分科会セッションは、これまでパネルディスカッションとラウンドテーブルを交互に実施してきた。パネルディスカッションは優れた実績をお持ちの方々にご意見ご提案いただき、これらをフロアで共有し、ラウンドテーブルでは参加者が同じテーブルについて議論を深め、課題解決に向けて、今後の方向性を見定めるものとして位置付けてきた。学会10周年記念である2012年度の分科会セッションでは、ラウンドテーブル「知財教育とは何か。何が問題か。」を共通認識を持って、知財教育の原点に立ち返り、参加者全員で討議を行うことにした。

知財教育分科会セッション

◆ ラウンドテーブル「知財教育とは何か。何が問題か。」 ◆

【論点1】「知財教育の中身と推進を誰が担うか」

知的財産教育という用語は 2002 年に出された知的財産戦略大綱において使われている。新しい学習指導要領では複数の教科で知財ないし知財に関連する教育の記述がある。様々な教科で取り上げられることは知財教育を推進する立場からは望ましいことではあるが、どの教科で何をどこまで教え、相互にどのように連携させていくのかは現状では確立されていない。例えば韓国では基本的に技術科で知財を取り扱うこととし、小学校段階で創造まで、中学校段階で創造+保護まで、高校段階でさらに活用まで含めて教えるとのことで、担当、内容とも明確にされている。

知財教育、特に産業財産権に関する教育をどの省庁が推進するのかは古くてなお残されている課題である。2009 年の事業仕分けにより、産業財産権標準テキストなど特許庁関連の知財教育関係の経費が「文部科学省で行うべきもの」という理由で削減された。しかしながらそれに対応する文部科学省の明確な動きは見えず、宙ぶらりんの状態と言わざるを得ない。日本では文化庁関係で著作権、特許庁関係で産業財産権に関する副読本やインターネット上の教材が提供されている。これに対し例えば中国では著作権と産業財産権を 1 つにまとめた小学校、中学校、そして高校向けの知的財産教本が出版されており、一体化した知財教育の姿が見える。

知財教育が「教育」であるからには、知財の専門家である弁理士や実務家の支援を得つつ、いずれは専任の教員が主体的に行うべきである。しかし現状では知財教育に造詣の深い教員はごく一部に限られる。今後の教員養成、及び現職教員のリカレント教育の中に適切な知財教育方法を盛り込むことが求められる。さらに、いかに知財教育を行うかの「知財教育学」を確立していく必要がある。前述のとおり、各国で特徴的な試みが進められていることから、諸外国と情報交換を行いつつ学問としても成熟させていくことが必要である。

【論点2】「知財教育にまつわる法的問題」

未成年者は、単独で法律行為を行うことができないため、特許等の出願の際には、必ず、法定代理人（多くの場合親権者）の同意が必要となる。そして、出願が受理された後は、IPDL 上に出願書類が公開されるため、ネット上で、未成年者の家族状況があからさまになる。現行の日本民法は、両親が婚姻中は、両親が共同して親権を行うことが義務付けられているため、法定代理人として、出願書類に両親の氏名が記載されることになる。ところが、両親が離婚している場合には、現行法上、父親か母親のどちらか一方が親権者として指定されることになるので、法定代理人の欄に氏名が記載されるのは、1 名となる。両親が婚姻中か、離婚したのか、もともとシングルなのか等、出願によって未成年者の家族関係が白日の下にさらされることになる。教育現場で生徒、学生らに出願までを含めた実践を計画・実施する際にこのような個人情報保護に関する問題が起こる、ないし起こりうることは大きな障害となる。生徒、学生らは知識、経験は乏しいものの創意工夫は企業人を凌ぐ場合があり、生徒、学生らの創意工夫がこのようなことで埋もれてしまうのは産業振興上も損失である。なお、以上の個人情報保護に関する問題は生徒、学生らに特に顕著な問題ではあるが、広く一般人にも関わる問題でもある。

知財教育を巡っては、このほかに権利の帰属とその取り扱いに関する問題、非常に優れたコンテンツ応募作の適切な褒賞の問題等もある。